

京都府保健医療計画の構成について

現行計画		次期計画(案)	
第1部 総論	第1章 計画策定の趣旨	第1部 総論	第1章 計画策定の趣旨
	第2章 計画の性格と期間		第2章 計画の性格と期間
	第3章 計画の基本方向		第3章 計画の基本方向
	第4章 医療圏の設定		第4章 医療圏の設定
	第5章 基準病床数		第5章 基準病床数
第2部 各論	第1章 地域の保健医療を支える人材の育成・基盤の整備	第2部 各論	第1章 地域の保健医療を支える人材の育成・基盤の整備
	1 保健医療従事者の確保・養成		1 保健医療従事者の確保・養成
	(1) 医師		(1) 医師
	(2) 歯科医師		(2) 歯科医師
	(3) 薬剤師		(3) 薬剤師
	(4) 看護職員(看護師・准看護師)		(4) 看護師・准看護師
	(5) 保健師		(5) 保健師
	(6) 助産師		(6) 助産師
	(7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士		(7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士
	(8) 臨床工学技士		(8) 臨床工学技士
	(9) 歯科衛生士・歯科技工士		(9) 歯科衛生士・歯科技工士
	(10) 管理栄養士・栄養士		(10) 管理栄養士・栄養士
	2 リハビリテーション体制の整備		2 リハビリテーション体制の整備
			3 外来医療計画
	第2章 患者本位の安心・安全な医療体制の確立		第2章 府民・患者本位の安心・安全な医療体制の確立
	1 医療の安全確保と質の向上、医療情報の提供		1 医療の安全確保と質の向上、医療情報の提供
	2 小児医療		2 小児医療
	3 周産期医療		3 周産期医療
	4 救急医療		4 救急医療
	5 災害医療		5 災害医療
			6 新興感染症発生・まん延時における医療
	6 へき地医療		7 へき地医療
	7 在宅医療		8 在宅医療
	8 医薬品等の安全確保と医薬分業の推進		9 医薬品等の安全確保と適正使用
	第3章 健康づくりから医療、介護まで切れ目のない保健医療サービスの提供		第3章 健康づくりから医療、介護まで切れ目のない保健医療サービスの提供
	1 健康づくりの推進		1 健康づくりの推進
	(1) 生活習慣の改善		(1) 生活習慣の改善
(2) 歯科保健対策	(2) 歯科口腔保健・歯科医療対策		
(3) 母子保健対策	(3) 母子保健対策		
(4) 青少年期の保健対策	(4) 青少年期の保健対策		
(5) 高齢期の健康づくり・介護予防	(5) 高齢期の健康づくり・介護予防		
2 特に広範かつ継続的な医療の提供が必要な疾病に係る対策	2 特に広範かつ継続的な医療の提供が必要な疾病に係る対策		
(1) がん	(1) がん		
(2) 脳卒中	(2) 脳卒中		
(3) 心筋梗塞等の心血管疾患	(3) 心筋梗塞等の心血管疾患		
(4) 糖尿病	(4) 糖尿病		
(5) 精神疾患	(5) 精神疾患		
(6) 認知症	(6) 認知症		
3 様々な疾病や障害に係る対策の推進	3 様々な疾病や障害に係る対策の推進		
(1) 発達障害、高次脳機能障害対策	(1) 発達障害、高次脳機能障害対策		
(2) 難病、原爆被害者、移植対策等(アレルギー、アスベスト)	(2) 難病、小児慢性特定疾病、原爆被爆者、臓器移植等の推進、アレルギー、アスベスト		
(3) 肝炎対策	(3) 肝炎対策		
(4) 感染症対策	(4) 感染症対策(新興感染症を除く)		
(5) 健康危機管理	(5) 健康危機管理		
第3部 計画の推進	第1章 計画の推進体制	第3部 計画の推進	第1章 計画の推進体制
	第2章 評価の実施		第2章 評価の実施
	第3章 計画に関する情報の提供		第3章 計画に関する情報の提供

京都府保健医療計画の見直し案について

第1部 総論

次期計画の構成		関連計画、保健医療計画との位置づけ	見直しのポイント等(記述がないものは時点修正)
第1章	計画策定の趣旨		
	<ul style="list-style-type: none"> 人口構造や疾病構造の変化、医療提供体制を取り巻く環境の著しい変化や以下の課題に対応するため、府民・患者の視点から、地域における保健医療資源の充実と、持続可能な医療を提供する体制の構築を目指します。 ①医療・介護・福祉連携(いわゆる地域包括ケア)等の課題 ②新型コロナウイルス感染症の感染拡大により浮き彫りとなった地域医療の様々な課題 		
第2章	計画の性格と期間		
	<ul style="list-style-type: none"> 医療計画、健康増進計画の内容を網羅し、高齢者健康福祉計画等と整合を図った保健医療の基本計画 令和6年度から令和11年度までの6か年計画 		
第3章	計画の基本方向		<ul style="list-style-type: none"> ○急性期から回復期、慢性期までを含めた一体的な医療提供体制の構築 ○疾病・事業横断的な医療提供体制の構築 ○5疾病・6事業及び在宅医療に係る指標の見直し等による政策循環の仕組みの強化 ○介護保険事業(支援)計画等の他の計画との整合性の確保
	1 基本目標		
	<ul style="list-style-type: none"> 人生100年時代に対応した、住み慣れた地域で安心して地域生活を営める、危機に強い健康・医療・福祉システムを創り上げ、人口減少社会においても持続可能な医療・介護・福祉サービスを府内のどの地域でも受けることができる「安心できる健康・医療・福祉の実現」を目指します。 		
	2 基本理念		
	<ul style="list-style-type: none"> だれもが等しく、必要なサービスを享受できるよう、府民・患者の視点に立った体制づくり 健康づくりから医療、介護まで切れ目のない、良質な保健医療サービスの提供 地域の特性を踏まえた施策展開 自らの健康は自らで守ることが大切であるため、府民一人ひとりの主体的な取組を促進 		
	3 主な対策(第2部の概要)		
第4章	医療圏の設定		
	1 医療圏の設定についての考え方		
	(1) 人口及び世帯		
	(2) 設定の基準		
	2 京都府における二次医療圏と三次医療圏		
	(1) 二次医療圏		
	(2) 三次医療圏		
第5章	基準病床数		
	1 算定の趣旨		
	2 算定数		
	3 一般病床・療養病床の機能別病床数		

第2部 各論

次期計画の構成(案)		関連計画、保健医療計画との位置づけ	見直しのポイント等(記述がないものは時点修正)
第1章	地域の保健医療を支える人材の育成・基盤の整備		○感染症の発生・まん延時の対応に関する事項
	1 保健医療従事者の確保・養成		■《地域医療対策協議会(京都府医療対策協議会)》で検討
	(1) 医師	【京都府医師確保計画として位置づけ】	<ul style="list-style-type: none"> ○「医師確保計画策定ガイドライン」の内容に基づくキャリア形成プログラムの策定等 ○医師の働き方改革に係る勤務環境の整備に向けた取り組み
	(2) 歯科医師		<ul style="list-style-type: none"> ○病院の規模や種類に応じて地域の歯科医師等を病院において活用 ○医科歯科連携の更なる推進
	(3) 薬剤師	【京都府薬剤師確保計画として位置づけ】	<ul style="list-style-type: none"> ○府内すべての地域で、同等の薬物療法の提供が受けられるよう、薬剤師不足地域における薬剤師の確保、偏在の緩和、病院薬剤師確保等
	(4) 看護師・准看護師		■《京都府看護師等確保対策推進協議会》で検討
	(5) 保健師		<ul style="list-style-type: none"> ○看護職員の確保、特に、訪問看護師の確保のための方策 ○特定行為研修修了者等、専門性の高い看護職員によるタスクシフト・タスクシェアの推進
	(6) 助産師		○養成の充実、確保・定着、質の維持・向上、再就業支援を4本柱とした取組
	(7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士		
	(8) 臨床工学技士		
	(9) 歯科衛生士・歯科技工士		
	(1) 管理栄養士・栄養士		
	2 リハビリテーション体制の整備		
	3 外来医療計画	【京都府外来医療計画として位置づけ】	○「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン」の内容に基づく在宅医療の推進等

次期計画の構成(案)	関連計画、保健医療計画との位置づけ	見直しのポイント等(記述がないものは時点修正)
<p>第2章 府民・患者本位の安心・安全な医療体制の確立</p> <p>1 医療の安全確保と質の向上、医療情報の提供</p> <p>(1) 医療の質の向上</p> <p>(2) 医療安全対策</p> <p>(3) 医療機能情報の提供</p> <p>2 小児医療</p> <p>(1) 小児医療体制</p> <p>(2) 小児科医の確保</p> <p>(3) 医療的ケア児の在宅移行支援</p> <p>(4) 医療的ケア児の在宅療養</p> <p>3 周産期医療</p> <p>(1) 周産期医療体制</p> <p>(2) 産科医療従事者の確保等</p> <p>(3) 妊産婦等母親のケア</p> <p>(4) 医療的ケア児の在宅移行支援(再掲)</p> <p>(5) 医療的ケア児の在宅療養(再掲)</p> <p>(6) 災害時や新興感染症の発生・まん延時に備えた周産期医療体制の整備</p> <p>4 救急医療</p> <p>(1) 救急医療体制</p> <p>(2) 救急搬送体制</p> <p>(3) 救急救命の人材養成</p> <p>(4) 救急相談体制</p> <p>(5) 府民への普及啓発</p> <p>5 災害医療</p> <p>(1) 災害時における医療・救護活動体制の基本的枠組</p> <p>(2) 医療機関における被害状況の把握</p> <p>(3) 原子力災害医療</p> <p>(4) 医薬品等の確保</p> <p>(5) 災害時における要配慮者対策</p> <p>6 新興感染症発生・まん延時における医療</p> <p>7 へき地医療</p> <p>8 在宅医療</p> <p>(1) 医療・介護・福祉の連携強化</p> <p>(2) 在宅医療提供体制の充実</p> <p>9 医薬品等の安全確保と適正使用</p> <p>(1) 医薬品等の安全確保</p> <p>(2) 安心して医薬品等を使用できる環境の充実</p> <p>(3) 血液の確保</p> <p>(4) 後発医薬品(ジェネリック医薬品)及びバイオ後続品(バイオシミュラー)の適正な普及</p>	<p>【成人医療等基本方針を踏まえた計画として位置づけ(小児医療体制の整備・推進、地域のこどもの健やかな成育の推進等に関する内容)】</p> <p>(3)、(4):【京都府障害者・障害児総合計画(仮称)と整合を図る】</p> <p>【成人医療等基本方針を踏まえた計画として位置づけ(周産期医療センターと救急医療連携等との連携等に関する内容)】</p> <p>(3)、(4):【京都府障害者・障害児総合計画(仮称)と整合を図る】</p> <p>【感染症予防計画:保健医療計画の別冊として位置づけ】</p> <p>【京都府高齢者健康福祉計画と整合を図る】</p> <p>(3):【京都府献血推進計画と整合を図る】</p>	<p>○外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項</p> <p>○地域医療支援病院の責務の見直し</p> <p>○新興感染症発生・まん延時における医療を追加</p> <p>○ロジックモデル等のツールの活用</p> <p>○医療事故が発生した場合の対応に関する取組等を含む医療提供施設における医療安全を確保するための取組状況を把握し、都道府県が講ずる医療安全に関する情報の提供、研修の実施、意識の啓発等の現状及びその目標を計画に明示</p> <p>■《周産期医療協議会》で検討</p> <p>■(3)、(4):《障害者施策推進協議会》《医療的ケア児等支援協議会》で検討</p> <p>○小児医療に関する協議会の活用</p> <p>○医療的ケア児を含め、地域の子どもの健やかな成育が推進できるよう、支援体制の確保</p> <p>○子ども医療電話相談事業(＃8000)の推進</p> <p>○小児医療、特に新生児医療に携わる医師の勤務環境の改善、医療機関・機能の集約化・重点化</p> <p>○新興感染症の発生・まん延時に備えた小児医療体制整備</p> <p>■《周産期医療協議会》で検討</p> <p>■(3)、(4):《障害者施策推進協議会》《医療的ケア児等支援協議会》で検討</p> <p>○周産期医療圏の柔軟な設定</p> <p>○周産期医療に関する協議会の活用</p> <p>○ハイリスク妊産婦への対応や、医療的ケア児の在宅ケアへの移行支援など、周産期医療体制の整備</p> <p>○周産期医療に携わる医師の勤務環境の改善、医療機関・機能の集約化・重点化</p> <p>○新興感染症の発生・まん延時に備えた周産期医療体制整備</p> <p>■《高度救急業務推進協議会》で検討</p> <p>○地域における救急医療機関の役割を明確化</p> <p>○居宅・介護施設の高齢者が、自ら意思に沿った救急医療を受けられるような環境整備</p> <p>○ドクターヘリ・ドクターカーについて効果的な活用ができるような体制を検討</p> <p>○新興感染症の発生・まん延時において、感染症対応と通常の救急医療を両立できるような体制構築</p> <p>■《災害拠点病院等連絡協議会》で検討</p> <p>○DMAT・DPAT等の派遣や活動の円滑化や、様々な保健医療活動チームの間での多職種連携の推進</p> <p>○新興感染症発生・まん延時における活動に対する支援</p> <p>○災害時に拠点となる病院、拠点となる病院以外の病院が、機能や地域における役割に応じた医療の提供を行う体制の構築</p> <p>○浸水想定区域又は津波災害警戒区域に所在する病院における浸水対策の強化</p> <p>○災害時に被災地の医薬品等、薬剤師及び薬事・衛生面に係る情報の把握、マッチング等を担う災害薬事コーディネーター(役割・養成)</p> <p>■《京都府感染症対策連携協議会》で検討</p> <p>○医療を提供する体制の確保、検査体制、</p> <p>○宿泊施設の確保、人材育成、移送体制、</p> <p>○宿泊・自宅療養者等の療養生活、保健所体制に関する事項</p> <p>○へき地で勤務する医師の確保</p> <p>○遠隔医療の活用</p> <p>○へき地医療拠点病院の主要3事業(へき地への巡回診療、医師派遣、代診医派遣。以下同じ。)</p> <p>○へき地医療拠点病院の主要3事業の実績向上に向けた取組</p> <p>■《高齢者サービス総合調整推進会議》等で検討</p> <p>○今後見込まれる在宅医療の需要の増加に向け、地域の実情に応じた在宅医療の体制整備</p> <p>○「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の位置づけ、医療圏の設定</p> <p>○「在宅医療に必要な連携を担う拠点」と「在宅医療・介護連携推進事業」の連携</p> <p>○急変時・看取りの体制構築</p> <p>○災害時等の支援体制構築</p> <p>○在宅医療における各職種の機能・役割について明確化</p> <p>○R3.8から制度開始の地域連携薬局の活用(訪問薬剤管理体制の構築・強化等)</p> <p>○医療提供施設間での適切な情報共有、ポリファーマシーへの対応等の能力を備えた薬剤師の養成、薬局の機能の強化等</p> <p>○医薬品等に関する正しい情報の普及啓発</p>

次期計画の構成(案)	関連計画、保健医療計画との位置づけ	見直しのポイント等(記述がないものは時点修正)
<p>第3章 健康づくりから医療 介護まで切れ目のない保健医療サービスの提供</p> <p>1 健康づくりの推進</p> <p>(1) 生活習慣の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病の発症予防・重症化予防の推進による社会生活機能の維持向上 ・府民の健康を多様な主体や地域、世代間交流で支え守るための社会環境整備 ・ライフコースアプローチを踏まえた健康課題への取組 <p>(2) 歯科口腔保健・歯科医療対策</p> <p>(3) 母子保健対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフステージに応じたライフステージに応じた妊娠・出産・不妊への支援と小児保健対策・虐待未然防止対策の充実 <p>(4) 青少年期の保健対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり対策 ・薬物乱用防止対策 ・未成年者の喫煙防止 ・エイズ等性感染症対策 <p>(5) 高齢期の健康づくり・介護予防</p> <p>2 特に広範かつ継続的な医療の提供が必要な疾病に係る対策</p> <p>(1) がん</p> <p>(2) 脳卒中</p> <p>(3) 心筋梗塞等の心血管疾患</p> <p>(4) 糖尿病</p> <p>(5) 精神疾患</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各疾患別対策 ・各施策別対策 ・地域生活への移行・定着 ・精神医療圏の設定と各医療機関の医療機能の明確化 <p>(6) 認知症</p>	<p>【「健康増進計画」として位置づけ】 【「きょうと健やか21」として位置づけ】</p> <p>【成育医療等基本方針を踏まえた計画として位置づけ(小児生活習慣病の予防に関する内容)】</p> <p>【成育医療等基本方針を踏まえた計画として位置づけ(女性の健康、プレコンセプションケアに関する内容)】</p> <p>【京都府歯と口の健康づくり基本計画:保健医療計画の別冊として位置づけ】</p> <p>【歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(歯科口腔保健の推進に関する法律)と整合を図る】</p> <p>【成育医療等基本方針を踏まえた計画として位置づけ(母子保健対策全般に関する内容)】</p> <p>【成育医療等基本方針を踏まえた計画として位置づけ(学童期・思春期の性教育等に関する内容)】</p> <p>【京都府高齢者健康福祉計画と整合を図る】</p> <p>【京都府がん対策推進計画:保健医療計画の別冊として位置づけ】</p> <p>【成育医療等基本方針を踏まえた計画として位置づけ(小児・AYA世代のがん対策等に関する内容)】</p> <p>【京都府循環器病対策推進計画:保健医療計画の別冊として位置づけ】</p> <p>【京都府循環器病対策推進計画:保健医療計画の別冊として位置づけ】</p> <p>【京都府依存症等対策推進計画と整合を図る】</p> <p>【京都府認知症総合対策推進計画:保健医療計画の別冊として位置づけ】 【京都府高齢者健康福祉計画:保健医療計画の別冊として位置づけ】</p>	<p>○感染症の発生・まん延時の対応に関する事項</p> <p>■《きょうと健康長寿推進府民会議役員会》で協議</p> <p>健診・医療・介護総合データベースのビックデータ等を活用したエビデンスに基づく施策の推進</p> <p>集団や個人の特性を踏まえるとともに健康に関心の薄い人を含め、自然に健康になれる環境づくりについて、ICTを効果的に活用し多様な主体と連携して推進</p> <p>・ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりを推進</p> <p>■《歯と口の健康づくり推進協議会》で検討</p> <p>○歯と口の健康づくりに関する基本方針の見直し ○令和3年7月の京都府歯と口の健康づくり推進条例の改正の反映</p> <p>○ハイリスク妊産婦への支援施策(メンタルケア等)の充実に関する内容 ○生涯にわたる保健施策として、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促すプレコンセプションケアを推進し、妊娠前からの適切な健康管理に向けた普及啓発に関する内容の追加</p> <p>○学童期、思春期における保健対策に関する事項の追加(男女を問わず性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促すプレコンセプションケアの推進等)</p> <p>■《高齢者サービス総合調整推進会議》等で検討</p> <p>■《京都府がん対策推進協議会》で検討</p> <p>○がん検診受診率の向上 ○がんと診断された時からの緩和ケアの推進 ○がん患者等の社会的な問題への対策 ○感染症の発生・まん延時や災害時でも機能を維持できる医療体制の整備</p> <p>■《循環器病対策推進協議会》で検討</p> <p>○他の疾患等に係る対策との連携 ○新型コロナウイルス感染症等新興感染症を踏まえた対策や災害等の有事を見据えた対策 ○脳卒中および心筋梗塞診療の急性期指定病院の基準の見直し</p> <p>■《循環器病対策推進協議会》で検討</p> <p>○他の疾患等に係る対策との連携 ○新型コロナウイルス感染症等新興感染症を踏まえた対策や災害等の有事を見据えた対策 ○脳卒中および心筋梗塞診療の急性期指定病院の基準の見直し</p> <p>○糖尿病の発症予防、治療・重症化予防、合併症の治療・重症化予防のステージに重点を置いた取組の推進</p> <p>■《保健医療計画WG(精神)》で検討</p> <p>○地域における多職種・多機関が有機的に連携する体制の整備 ○医療、障害福祉・介護その他のサービスを切れ目なく受けられる体制の整備</p> <p>■《認知症総合対策推進PT 京都市オレンジプラン改定検討WG》で検討</p>

第2部 各論

次期計画の構成(案)		関連計画、保健医療計画との位置づけ	見直しのポイント等(記述がないものは時点修正)
第3章	健康づくりから医療 介護まで切れ目のない保健医療サービスの提供	【「健康増進計画」として位置づけ】 【「きょうと健やか21」として位置づけ】	○感染症の発生・まん延時の対応に関する事項
	3 様々な疾病や障害に係る対策の推進		
	(1) 発達障害、高次脳機能障害対策		
	・ 発達障害	【京都府障害者・障害児総合計画(仮称)と整合を図る】	■《障害者施策推進協議会》《発達障害者支援体制整備検討委員会》で検討
	・ 高次脳機能障害		
	(2) 難病、小児慢性特定疾病、原爆被爆者、臓器移植等の推進、アレルギー、アスベスト		
	・ 難病対策		
	・ 小児慢性特定疾病対策	【成育医療等基本方針を踏まえた計画として位置づけ(小児慢性特定疾病患者支援に関する内容)】	
	・ 原爆被爆者対策		
	・ 臓器移植等の推進		
	・ アレルギー対策	【「アレルギー疾患対策の推進に関する計画」として位置づけ】 【成育医療等基本方針を踏まえた計画として位置づけ(乳幼児期から学童期におけるアレルギー疾患児支援に関する内容)】	■《アレルギー疾患医療連絡協議会》で検討
	・ アスベスト		
	(3) 肝炎対策		
	・ 感染予防	【「肝炎対策を推進するための計画」として位置づけ】	■《京都府肝炎対策協議会》で検討 ○肝炎予防及び医療推進の基本的な考え方 ○肝炎対策に関する人材育成 ○正しい知識の普及啓発及び患者等の人権尊重
	・ 肝炎検査		
	・ 診療体制		
	・ 肝炎の予防及び医療に関する人材の育成		
	・ 肝炎に関する啓発及び知識の普及等		
	・ 相談支援体制の強化等		
	(4) 感染症対策(新興感染症を除く)	【感染症予防計画:保健医療計画の別冊として位置づけ】 【新型インフルエンザ等対策行動計画と整合を図る】	
	(5) 健康危機管理		

第3部 計画の推進

次期計画の構成(案)		関連計画等	見直しのポイント等(記述がないものは時点修正)
第1章	計画の推進体制		
	1 京都府医療審議会等		
	2 地域保健医療協議会・地域医療構想調整会議		
	3 府保健所等		
	4 市町村		
	5 医療保険者		
	6 医療機関等		
	7 京都府		
第2章	評価の実施		
第3章	計画に関する情報の提供		